

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等

○参議院比例代表選出議員選挙における投票所内氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十九号

令和元年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。

令和元年七月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 被登録資格決定の基準となる日

令和元年七月三日(ただし、年齢については令和元年七月二十一日とする。)

二 登録を行う日

令和元年七月三日

○宮選管告示第七十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百七十五条の規定により、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれをを行う。

令和元年七月一日

ページ

一 場 所
二 日 時
仙台市青葉区本町三丁目八番一号
令和元年七月四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
宮城県庁
午後五時経過後直ちに